

第11次石川県交通安全計画の概要

計画の趣旨

交通安全対策基本法第25条第1項の規定により、石川県交通安全対策会議が、国の第11次交通安全基本計画に基づき策定する、本県の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

基本理念

- 1 交通事故のない社会を目指して
- 2 人優先の交通安全思想
- 3 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築
- 4 交通社会を構成する三要素「人間・交通機関・交通環境」
- 5 先端技術の積極的活用
- 6 救助・救急活動及び被害者支援の充実
- 7 参加・協働型の交通安全活動の推進
- 8 これからの5年間(計画期間)において特に注視すべき事項

計画期間

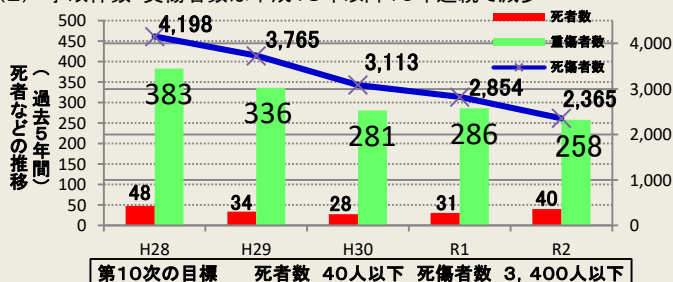
令和3年～令和7年
(5カ年計画)

第1章 道路交通の安全

交通事故の現状及び特徴

現状

- (1) 平成30年28人と過去最少も、令和1年31人、令和2年40人と増加
- (2) 事故件数・負傷者数は平成18年以降15年連続で減少



【特徴】

- (1) 高齢者の死者数は6割(22.6人 62.4%)
- (2) 交差点及び交差点付近での死者数は5割(18.6人 51.4%)
- (3) 歩行中の死者数は約4割(14人 38.7%)
- (4) 夜間における死者数は5割(17.8人 49.2%)
- (5) 自動車乗車中の死者のシートベルト非着用は5割(14.4人 52.8%)

数値目標

死者数 30人以下 **重傷者数 210人以下**

第10次期間中における5年間の傾向等を参考に算定、一層の削減を図る。

今後の視点

1 高齢者及び子供の安全確保

- (1) 高齢者の交通事故防止対策
- (2) バリアフリー化の推進
- (3) 子供の交通事故防止対策

2 歩行者及び自転車の安全確保

- (1) 歩行者の安全確保
歩行空間の確保と交通安全教育等の推進
- (2) 自転車の安全確保

3 生活道路における安全確保

- (1) 全ての歩行者や自転車が安全で安心して通行できる環境確保
- (2) 自動車の速度抑制を図るための道路交通環境整備
- (3) 幹線道路を通行すべき自動車の生活道路への流入防止対策

4 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

- (1) 先端技術の活用推進(サポカーの普及等)
- (2) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- (3) 地域が一体となった交通安全対策の推進

施策

1 道路交通環境の整備(14項目)

- 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- 歩行者等支援情報通信システム等の整備推進 など

2 交通安全思想の普及徹底(5項目)

- 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- 電動バイク登録制度による高齢利用者への安全教育推進
- 高齢者の交通安全意識の向上
- 交通安全に関する普及啓発活動の推進
- 交通安全県民運動(交通マナーアップいしかわ)の推進 など

3 安全運転の確保(6項目)

- 運転者教育等の充実
- 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分講習での再教育
- 改正道路交通法(限定条件付免許制度導入)の円滑な施行 など

4 車両の安全性の確保(4項目)

- 自動車アセスメント情報の提供等 など

5 道路交通秩序の維持(3項目)

- 交通指導取締りの強化等
- 可搬式速度取締装置の活用による取締りの推進 など

6 救助・救急体制の充実(3項目)

- 救急医療体制の整備
- ドクターヘリ活用による交通事故患者等の救命 など

7 被害者支援の充実と推進(3項目)

- 石川県犯罪被害者等支援条例による施策の推進 など

8 道路交通事故原因の総合的な調査研究

- 総合的な観点からの統計・分析の高度化 など

第2章 鉄道の交通安全

数値目標

- 乗客の死者ゼロ
- 運転事故全体の死者数減少

今後の視点

- 重大な列車事故の未然防止
- 利用者等の関係する事故の未然防止

施策

- 1 鉄道交通環境の整備
- 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
- 3 鉄道の安全な運行の確保
- 4 鉄道車両の安全性の確保
- 5 救助・救急活動の充実
- 6 被害者支援の推進

第3章 踏切道における交通の安全

数値目標

- 踏切事故件数ゼロ

今後の視点

- 各踏切の状況を勘案し、より効果的な対策を総合的に推進
- 更なる踏切道の安全性の向上

施策

- 1 踏切道の整備の促進
- 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
- 3 踏切道の統廃合の促進
- 4 冬期間の踏切道の交通安全対策の推進
- 5 その他の踏切道の交通の安全と円滑化を図る